

登録団体交流会

楽しみながら活動する



登録団体どうしが交流を重ねることを通じて相互に理解を深める機会を持ち、パートナーシップの関係を築いて今後の事業展開に活かしていただくことを目的として、登録団体交流会第6回「人が集まり人が育ち人が生きる組織づくりを考えよう」を8月31日、市勤労青少年ホームで開催しました。

商店や飲食店経営者が行政との連携協働により「一店逸品運動」に取り組み、「店主が選ぶ逸品お店巡り」、「のしろ逸品デー」、「逸品チョイ飲みつまみ食いお店巡り」など商店街に活気を戻すための行動を実践し注目を集めている能代逸品会の会長で毛

系専門店店主の工藤誠記さんを講師にお招きしました。

組織に関わるのが嫌いな人間、あまり携わりたくない人間だったという工藤さんは、活動に参加するきっかけになった経緯を「最初は行政の事業だったので、あまり乗り気ではありませんでした。僕は富町でやっているんですけども、上町や万町とか西大通りとか店の名前は知っていても店主の顔は分からないというような状態でした。参加してみるとそこに集まっている方がみんな気さくな感じですごく楽しかった」と振り返り、新しい組織の代表になってみて一番大事にしていることについては「楽しく活動できなかつたら、継続はできないのかなということ。体制はきちりとしてつくっているけれども、組織だからといってがちがちにして、これしたらダメ、あれしたらダメとなると苦痛になって全然面白くない会になってしまいますよね。やっぱり自分たちで『楽しいよな、これやって』と思えない」と語り、会場内の共感を呼んでいました。

センターからのお知らせ

NPOの会計・経理 会計報告前に学ぶなら今!

県のNPO経営安定化等対策事業「税理士による会計実務の基礎からわかるNPO会計・経理セミナー」が11月8日10時から市勤労青少年ホームにおいて開催されます。

特定非営利活動法人秋田県北NPOセンター(大館市)の主催で、NPO等の基本的経理等のスキルアップを目的としています。開催にあたり当センターも協力しております。

講師は税理士法人清和(大館市)税理士の浅利大造氏。NPO、市民活動団体、ボランティア団体、市民活動に興味のある方が対象で、定員は20人です。

内容は次のとおりです。

▽NPO会計入門=10時から12時まで。作成する帳簿類、科目設定、日常の仕分け処理、源泉徴収、給与・報酬の支払い処理、決算報告書(収支計算書・貸借対照表など)の作成など

▽関係機関への届け出実務=13時から15時まで。住民税均等割の減免申請について、税務署への法人税の申告について、消費税への対応について、など

▽個別相談=15時から。個別に会計経理、税務の問題にお答えします。相談時間は1団体、原則30分の予定。先着順4団体まで。要申し込み。

申し込みは11月1日まで特定非営利活動法人秋田県北NPOセンター(TEL.0186-49-8553)市川さんへ。



NPOに関する基礎知識



このほど秋田県が発行したNPOのためのガイドブック『NPOの便利帳 2013』から「入門編」と「法人設立編」を取り上げ、NPOに関する基礎知識についてシリーズでお伝えします。今回は「Q4【法人設立編】NPO法人とはどんな法人ですか？」です。

NPO法人は一定の要件を満たしたものが所轄庁に申請し認証されたのち登記して設立します。

特定非営利活動促進法（以下NPO法と記す）に基づいて設立された法人であり、以下のような目的や要件があります。

◆NPO法の目的

特定非営利活動を行う団体に法人格を与えること並びに運営組織および事業活動が適正であって公益の増進に資するNPO法人の認定に係る制度を設けることによって、ボランティア活動や市民活動等の自由な社会貢献活動としての、特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

◆設立要件について

分野：NPO法において別表に掲げる活動であって、不特定多数の利益の増進に寄与する活動でなければなりません。

非営利性：営利を目的としないことが決められています。ここで言う「営利」とは利益を分配してはいけないということであって、収益を得て組織の維持や事業拡大のために使うことを禁止するものではありません。

社員：NPO法人は特別な資格等がなければ社員（＝正会員）になれないというのではなく、入退会が自由でなければなりません。また、法人は10名以上が必要です。

役員：理事3名以上、監事1名以上が必要です。

役員報酬：役員報酬を受けられる役員数は役員総数の1/3以下とされています。

宗教活動等：宗教活動や政治上の主義の推進を主たる目的とすることはできませんが、従たる目的として行うことまでは禁じていません。

選挙活動：特定の候補者（国会議員や地方議会議員・知事・市町村長）や政党への推薦・支持・反対を目的とすることは、従たる目的としても行うことはできません。

暴力団：暴力団もしくはその構成員等の統制下にある団体でないことが必要です。

能代市内および秋田県内を対象とする助成事業

◆平成25年度能代市バスケの街づくり市民チャレンジ事業補助金 実施団体：能代市 お問い合わせ先：能代市企画部市民活力推進課バスケの街づくり推進担当 TEL.0185-88-8876 FAX.0185-88-8875 募集締切：10月25日（金）必着

この他にも助成制度に関する情報がございますのでお問い合わせください。

能代市市民活動支援センター主催・共催事業のご案内

東日本大震災避難者支援のための意見交換会第5回 避難されている方の声を知りいま一度分かちあおう

東日本大震災の発生から2年半が経過しました。しかしながら、依然として465世帯1,138人（9月2日現在）の方が秋田県内で避難生活を余儀なくされています。

先行きの見通しが立てづらい状況にある中で、避難されている方たちの心中をはかり知ることは難しいのですが、察するに余るものがあります。

そこで、6月に秋田県が実施したアンケート調査の結果から、生活者としてどんな課題を抱えているのかを把握し、私たちがどんな役目を果たせるのかを考えてみます。

○県内避難者アンケートの調査結果から見てくること ○県内の団体が実施した支援活動の事例 ○支援活動に取り組む団体に向けた助成事業 ○質疑応答および意見交換

日時：10月23日（水）13:30～15:00 場所：能代市勤労青少年ホーム 話題提供：秋田県企画振興部総合政策課被災者受入支援室室長 佐藤真実氏 対象：避難者支援にご関心のある方 参加費：20名 参加費：無料

